

県道豊間四倉線改良整備促進期成同盟会会則

(名 称)

第1条 本会は、「県道豊間四倉線改良整備促進期成同盟会」と称し、事務所をいわき市土木部土木課に置く。

(目 的)

第2条 本会は、いわき市の太平洋側に面した海岸線沿いに位置する、重要な県道豊間四倉線の改良整備促進を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係機関へ要望・陳情
- (2) その他本会の目的達成のために行う事業

(会 員)

第4条 本会は、いわき市の関係する機関及び地域を代表する者をもって組織する。

- 2 特別会員として、地域のいわき市議会議員の職にある者をもって充てるものとする。

(役員及び任期)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 監 事 2名

- 2 役員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出及び任務)

第6条 役員は、総会において選出する。

- 2 会長は本会を代表し、会の運営にあたる。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長から指定された者が、その職務を代理する。

4 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問及び参与)

第7条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 本会の会議は、総会並びに役員会とする。

3 総会は毎年1回開催し、必要があるときは臨時に開催することができる。

4 総会は、事業計画及び予算、決算その他重要な事項を審議する。

5 役員会は必要のつど開催し、総会に付議すべき事項及び会長において必要と認めた事項を審議する。

(会計)

第9条 本会の経費は、関係団体等からの会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成3年3月1日から施行する。